「

会計参与	
監査役（監事）等	

」を

」に改め、同表備考2中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する委員会設置会社」に改める。

（国際観光ホテル整備法施行規則の一部改正）

第五十条　国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「営業の全部」を「営業若しくは事業の全部」に、「営業の一部」を「営業若しくは事業の一部」に改め、「営業一部譲渡届出書」の下に「若しくは事業一部譲渡届出書」を、「営業一部賃貸届出書」の下に「若しくは事業一部賃貸届出書」を、「営業一部分割承継届出書」の下に「若しくは事業一部分割承継届出書」を加える。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五十一条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の一条を加える。

（総会の議事録）

第四十条の二　法第八十条の三の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二　総会の議事の経過の要領及びその結果

三　総会の議長及び総会に出席した理事又は監事の氏名又は名称

四　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名又は名称

第四十一条の次に次の一条を加える。

（創立総会の議事録）

第四十一条の二　法第九十二条第八項において準用する法第八十条の三の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2　創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　創立総会が開催された日時及び場所

二　創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三　創立総会の議長及び創立総会に出席した発起人の氏名又は名称

四　議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

第六十二条第一項第二号及び第二項第二号中「又は社員名簿」を削り、同条第三項第一号中「分割」を「会社分割」に改め、同項第二号中「又は社員名簿」を削る。

第百十九条第八号中「又は社員名簿」及び「又は社員総会」を削り、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第五十二条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第七号イ中「株式」を「募集株式」に改め、同号ロからヘまでを次のように改める。

ロ　募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭の額をいう。）又はその算定方法

ハ　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

ニ　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ホ　政府に募集株式の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

ヘ　払込みの取扱いの場所

第三条の見出し中「新株発行」を「新株を引き受ける者の募集」に改め、同条中「の発行の」を「を引き受ける者の募集の」に、「の発行に」を「を引き受ける者の募集に」に改め、同条第一号中「新株」を「募集株式」に改め、同条第二号から第十一号までを次のように改める。

二　募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法

三　金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四　募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

六　株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

七　特に有利な募集株式の払込金額により新株を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由

八　新株を引き受ける者の募集の方法

九　金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

十　新株を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

十一　新株を引き受ける者の募集の理由

第十五条を第二十条とし、第十四条を第十九条とする。

第十三条第一項中「第一号の三、第四号及び第五号」を「第三号、第六号及び第七号」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二中「あっては、」の下に「分割により」を、「法人」の下に「又は分割により設立する法人」を加え、同号を同項第二号とし、同条第二項第二号中「合併契約書」を「合併契約」に、「分割契約書」を「吸収分割契約」に、「分割計画書」の写し」を「新設分割計画」において定めた事項を記載した書類」に改め、同項第四号中「合併契約書」を「合併契約」に、「分割契約書」を「吸収分割契約の締結」に、「分割計画書」の作成」を「新設分割計画の作成」に改め、同項第五号中「承継する法人」の下に「若しくは分割により設立する法人」を加え、同条を第十八条とする。